

川崎市自転車等駐車対策協議会条例

平成 6 年 1 2 月 2 6 日 条例第 3 6 号

改正 平成 9 年 3 月 3 1 日 条例第 2 号

平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日 条例第 4 6 号

(設置)

第 1 条 自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(昭和 5 5 年法律第 8 7 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、川崎市自転車等駐車対策協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、自転車等の駐車対策に関する総合計画その他 駐車対策に関する重要事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 3 0 人以内をもって組織する。

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第 5 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 協議会は、会長が招集し、その議長となる。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第 7 条 協議会は、必要に応じ部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第 8 条 協議会は、調査審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明及び意見を聴くことができる。

(庶務)

第 9 条 協議会の庶務は、建設緑政局において処理する。

(委任)

第 1 0 条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 3 1 日 条例第 2 号抄)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 1 年 1 2 月 2 4 日 条例第 4 6 号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する